

資料

初期八幡学園における入所児の障害と教育・保護の内容

—昭和7(1932)年～昭和12(1937)年を中心として—

高野 聡子

昭和7(1932)年から昭和12(1937)年の八幡学園(昭和3[1928]年設立、初代園長は久保寺保久[1891-1942])では、精神薄弱とは異なる精神低格児や性格異常児と、魯鈍、痴愚、白痴といった精神薄弱児を処遇していたが、八幡学園が想定した主たる処遇対象は精神薄弱児であり、入所児に占める割合は痴愚が高い傾向となっていた。入所児に教育と保護を提供するため、八幡学園では入所児の障害の程度や実態の把握には、精神年齢とIQを取り入れ、障害の程度を基準にして日課を組み立て障害の程度に応じた内容を提供する方法が取られていた。なお、この時期の八幡学園では、滝乃川学園や藤倉学園が実施し蓄積してきた内容に極めて近い教育と保護が提供されており、教育と保護の内容と方法においては2施設に類する性格を有していた。

キー・ワード：八幡学園 精神薄弱児施設 久保寺保久 精神薄弱児教育

I. はじめに

八幡学園(現在、社会福祉法人春壽会八幡学園)は昭和3(1928)年に千葉県東葛郡八幡町(現在、同縣市川市)に設立された精神薄弱児施設である。設立者で初代園長は久保寺保久(1891-1942)であった¹⁾。

当初より八幡学園は精神薄弱児施設として設立されたが、設立直後の八幡学園はセツルメント(隣保事業)を主たる事業内容にしていた²⁾。だが、久保寺は設立から3年後の昭和6(1931)年11月、北八幡保育園を「閉鎖」し、「特殊教育機関養護施設として精神薄弱児童を処遇」することを宣言する(久保寺[1931]1:高野[2012])。これによって八幡学園はそれ以後、事業の内容を精神薄弱児施設としての機能に限定し、昭和13(1938)年に千葉県立図書館で開催された「園児作品展」や早稲田大学で開催さ

れた「第二回特異児童作品展」³⁾を端緒に、貼り絵や絵画の八幡学園として名をはせていく。

八幡学園に関する研究には、学園の通史的な研究として山田(1978;2009)⁴⁾と蒲生・内海(2008)⁵⁾が挙げられる⁶⁾。また八幡学園は、昭和7(1932)年から救護法⁷⁾による入所児を多く受け入れており、救護法のみならず他の法制度⁸⁾を利用した公費による運営や入所児の階層についての検討も行われてきた。とくに山田(1977;2009)は、旧筑波学園(設立者は、岡野豊四郎[1892-1964])や滝乃川学園(設立者は石井亮一[1867-1937])との比較から八幡学園が公費の入所児を多く受け入れていたことを明らかにし、貧困家庭における精神薄弱児の問題と社会問題との関連を明らかにした。

そして、藤田(1977)は戦前の八幡学園の歳入と歳出の分析から、公費によって財源が確保できたことを明らかにしたが、それによって処遇の上昇は考えられず、処遇の低下をもたらしたと指摘した。だが、ここで一つの疑問が生じ

る。それは公費の利用率の高さや貧困家庭からの入所率の高さが、八幡学園で行われた教育や保護の内容やその質に影響をあたえるのかということである。確かに先行研究が緻密に明らかにしたように、救護法による運営は施設の財政状況を逼迫させたのも事実である。

しかし、先行研究では八幡学園が入所児の障害(精神低格、性格異常、魯鈍、痴愚、白痴など)をいかなる概念で定義し、どのような方法で把握したのか、そして入所児に対していかなる教育と保護を提供したのかについては残された課題となっている。そのため本論文では、八幡学園が対象とした精神薄弱児の障害特性を明らかにし、それらの精神薄弱児に対して行われた教育と保護の内容について検討し、その内容が精神薄弱児施設としていかなる意味や性格を有するのかについて明らかにすることとする。

これらの問いに答えるため、本論文では、①八幡学園の入所児の障害の概念とその特性の把握と分類の仕方ならびに実態を分析し、②入所児に対する教育と保護の内容を検討する。そして、③八幡学園における障害の概念と教育と保護の内容が精神薄弱児施設として一般的であったのかあるいは特有であったのかについて明らかにするため、他の精神薄弱児施設との比較を行う。比較対象施設には、石井亮一によって設立された滝乃川学園(明治24[1891]年東京府北豊島郡に設立)⁹⁾と、川田貞治郎(1879-1959)によって設立された藤倉学園(大正8[1919]年東京府伊豆大島に設立)¹⁰⁾とする。

上記2つの施設を対象とする理由は、八幡学園は所在地こそ千葉県であったが、入所児の半数以上を占めた救護法該当者の多くが東京府(東京市)からの送致であったからである。また、八幡学園は昭和7(1932)年に東京市台東区三輪の財団法人同善会に八幡学園東京連絡所を設けるなど、東京との関係が非常に強かった。そのため本論文での比較対象は、東京府にあった滝乃川学園と藤倉学園に設定する。

本論文の検討対象時期は、昭和7(1932)年頃から昭和12(1937)年頃までを対象時期に設定

する。この時期を対象とする理由は前後の時期に以下のような施設機能の違いが確認できるからである。まず、対象時期の開始を昭和7(1932)年頃とする理由は、先述のように八幡学園の機能は昭和7(1932)年以降からセツルメント(隣保事業)から精神薄弱児の教育・保護に特化した施設に変化し、久保寺が元来持っていた意図が具体化されたからである。そして、対象時期を昭和12(1937)年までとする理由は、八幡学園では昭和13(1938)年を端緒に入所児の絵画作品展¹¹⁾が盛んに行われるとともに、開催地等を中心として久保寺が精神薄弱児施設に関する講演活動を行っていくからである。すなわち、昭和13(1938)年以降は、それまでの施設内部で行われてきた入所児に対する教育と保護の提供に加え、絵画作品展や久保寺の講演活動による施設外部に向けた啓蒙的な活動が八幡学園には新たに加わってくるのである。したがって、昭和13(1938)年以降は、八幡学園に新たな施設機能が加わると考えられ、施設内部の教育と保護の内容や性格を明らかにし、合わせて絵画作品展や久保寺の講演活動の内容やその意義を分析するとともに、施設内部の教育と保護の内容と施設外部に向けられたそれとの関係や関連についての検討が必要になる。

本論文で使用する資料は、八幡学園で昭和10(1935)年から、学園創立7周年を記念して発行されるようになった月刊学園誌『穉穂』(戦前は昭和10[1935]年の第1号～昭和12[1937]年第11号まで発行)、久保寺が執筆し『社会事業彙報』などの社会事業関係の雑誌に発表した記述や八幡学園の「事業要覧」等を使用する。なお、本論文では検討対象時期の教育や保護の内容を明らかにするため、対象時期の頃に発行、執筆されたものを主たる資料として使用する。

また、本論文では久保寺保久の長男で、第二代園長であった久保寺光久(1920-2012)から聞き取り調査を実施した¹²⁾。この聞き取り調査の内容は、史資料の補足として使用する。なお、本研究は歴史研究であるため、精神低格、性格異常、精神薄弱、魯鈍、痴愚、白痴等の歴史的

初期八幡学園における入所児の障害と教育・保護の内容

用語を使用する。

Ⅱ. 八幡学園における入所児の障害概念・特性とその実態

1. 精神低格・性格異常とその処遇理由

(1) 精神低格・性格異常の特性

Table 1には昭和9(1934)年～昭和12(1937)年までの八幡学園における入所児の障害とその割合(パーセンテージ)を示したが、入所児の障害は精神低格、性格異常、魯鈍、痴愚、白痴の4～5種類に分けられていた¹³⁾。これらの障害特性について八幡学園あるいは園長の久保寺はどのように捉えていたのだろうか。

まず、精神低格と性格異常について見てみよう。久保寺は昭和10(1935)年の彼の著述「異

常児保護の精神的要素と技術的要素」で精神低格にカッコを付け性格異常(すなわち「精神低格(性格異常)」)と表記していることから(久保寺[1935a]3-4)、精神低格と性格異常を同質の障害として捉えていたといえよう。

また、入所児一覧からも精神低格と性格異常が同質の障害として捉えられていたことがわかる。例えば、昭和9(1934)年に性格異常に分類された入所児のA児とB児は、昭和10(1935)年には精神低格、昭和11(1936)～12(1937)年には性格異常に分類されており、その他にも昭和9(1934)年に精神低格に分類された入所児のC児は、昭和10(1935)年も精神低格であったが、昭和11(1936)～12(1937)年には性格異常に分類されているのである(Table 2)。

Table 1 八幡学園における入所児の障害とその割合(昭和9～12年)

障害/年	昭和9年		昭和10年		昭和11年		昭和12年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
性格異常	2	8	-	-	5	15	7	20
精神低格	1	4	4	13	-	-	-	-
魯鈍	10	38	8	27	9	26	7	20
痴愚	8	31	12	40	12	35	12	34
白痴	5	19	6	20	7	21	9	26
不明	-	-	-	-	1	3	-	-
計	26	100	30	100	34	100	35	100

出所： 精神薄弱児童保護教養施設児童教化八幡学園概要
昭和9年7月、昭和10年4月、昭和11年5月、昭和12年3月

Table 2 入所児の障害分類の変化(昭和9～12年)

氏名/年	昭和9年	昭和10年	昭和11年	昭和12年
A児	性格異常	精神低格	性格異常	性格異常
B児	性格異常	精神低格	性格異常	性格異常
C児	精神低格	精神低格	性格異常	性格異常

出所： 精神薄弱児童保護教養施設児童教化八幡学園概要
昭和9年7月、昭和10年4月、昭和11年5月、昭和12年3月

しかし、久保寺の著述では「精神低格（性格異常）」と表記しているものもあれば、「性格異常」、「病的性格異常」などと表記している場合もある。そのため精神低格と性格異常が同質の障害として捉えられていたことを前提にしつつも、以下では久保寺の表記にしたがいながら精神低格と性格異常の障害特性を明らかにしていく。

それでは精神低格並びに性格異常とはいかなる障害特性を有するのであろうか。それについて久保寺は「性格異常」という用語を用いて説明する。性格異常児とは、虚言や流浪が見られ、信頼性が皆無な状態であり、彼等にとって制裁懲罰は全く無意味である（久保寺 [1936a] 104；[1935a] 4）。また動物を愛撫せず、食物の好き嫌いが激しく、奇抜な嗜好を持ち、睡眠も浅い（久保寺 [1936a] 104；[1935a] 4）。そして玩具衣類を損傷する癖があり、興奮発揚するよりも抑鬱鎮静になり孤独性になりがちで、精神薄弱児とも普通児とも調和しないのである（久保寺 [1936a] 104；[1935a] 4）。

八幡学園におけるこのような性格異常児の入所例として「N.Y」（10歳女児、IQ85）が報告されている。「N.Y」の状態は、「乖離性気質、学校嫌い、浮浪徘徊して登校せず、多弁、巧智なれども同年輩の学友とは交際せず、寧ろ成人を相手とす変質性病的性格児」であった（久保寺 [1936a] 103）。また、先述のA児（8歳男児、IQ94.3）は、精神不安定、軽快性気質で、収容時には彷徨徘徊、窃盗があったと報告されている（昭和10年度児童教化八幡学園事業要覧）。このような事例から性格異常児の特性には、不良少年ともいふべき、品行に問題を有し、触法するような特性も含まれていたのであった。

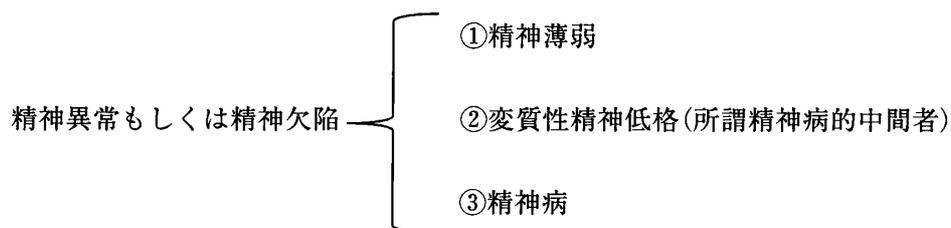
さらに久保寺は性格異常と精神薄弱を対比させながら説明する。性格異常とは感情や意志といった「情意」が欠けた状態であり、精神薄弱とは「知的欠陥」の状態である（久保寺 [1936b] 11）。したがって性格異常と精神薄弱は「知的欠陥」を基準にすれば、異なる障害特性を有するのである。

だが、場合によっては精神薄弱児にも「情意に異常」があり、性格異常児にも「知的欠陥」があり（久保寺 [1935a] 3；[1936b] 11）、精神薄弱で「変質性」を有する者が多いとも述べている（久保寺 [1935b] 20-21）。すなわち、精神薄弱を有する者の中には性格異常を合わせもつ者もいたのである。

そして久保寺は「精神低格（性格異常）」の障害特性を次のようにも説明する。それは、精神薄弱児は「単なる精神発育制止状態」にあるが、性格異常児は「病的中間者」として「存在」しているという説明である（久保寺 [1935a] 3）。ここで久保寺が述べようとするのは、精神低格（性格異常）と精神病との違いについてである。久保寺は「病的性格異常」という表現を用いて、病的性格異常とは「精神的疾苦」を有しており、その「精神的疾苦」とは「精神病的証候」（久保寺 [1935a] 3-4）、すなわち精神病の状態を有すると述べているのである。

しかし久保寺は、精神低格（性格異常）児は、「精神的疾苦」の状態が表立つことはなく、幻覚あるいは狂的妄想も無いため「精神病的証候」とは異なると説明している（久保寺 [1935a] 3-4）。したがって精神低格（性格異常）は病的中間者という点で精神病に近接するが、幻覚などが無いために精神病とは異なる特性を有するのである。

ここまでで精神低格と性格異常は、その障害特性が類似するものであり、精神薄弱、そして精神病とは異なる特性として理解されていたことを明らかにしてきた。久保寺は、さらにこれらの障害の相互関係を次のように説明している。それはFig. 1に示すように、①精神薄弱、②変質性精神低格（所謂精神病的中間者）、③精神病の3つを総称して精神異常あるいは精神欠陥としていることである（久保寺 [1935b] 20）。すなわち、久保寺は上位概念に精神異常あるいは精神欠陥を位置づけ、その下位概念に精神薄弱、精神低格（性格異常）、精神病の3つを位置づけていたのである。



久保寺[1935b]20より作成

Fig. 1 久保寺による精神異常の概念

(2) 精神低格・性格異常に対する精神薄弱児施設長の認識

ところでこのような障害分類は一般的であったのであろうか。学術的用語としての精神薄弱概念の確立は、明治期の富士川游(1865-1940)、呉秀三(1865-1932)、三宅鑛一(1876-1954)の『教育病理学』にみてとれる(平田[1996]58-59)。富士川は上位概念に「精神異常」を設定し、その下位概念に精神病を原因とする「精神低格」と、精神の発達が抑制された「精神薄弱」とを位置づけた(富士川[1910]15-16)¹⁴⁾。この富士川の分類と久保寺の分類を比べれば、精神異常を上位概念に位置づけ、その下位概念に精神薄弱、精神低格、精神病を位置づけた点において同じである。

しかし、1920年代頃¹⁵⁾から精神低格が使用されることはほとんどなくなり、性格異常は「精神薄弱」概念から区別、分離していく(茂木・高橋・平田[1992]4-8)。本論文の検討対象時期は、昭和10年前後であるが、久保寺の精神低格や性格異常といった用語の使用は一般的な認識とかけ離れていたのであろうか。それは滝乃川学園の石井や藤倉学園の川田のような精神薄弱児施設の施設長の見解からわかるようにかげ離れた認識ではなかった。

例えば石井は、1914年実施の「英国精神障害者取扱法」¹⁶⁾をとりあげ、その中から精神上の障害だけでなく、不良もしくは罪悪的な傾向が著しい者を「道徳的痴愚」と呼称されており、彼らは「懲罰」を与えても矯正の効果が見られないことを紹介している(石井[1910-1925]

160-162;高野[2011]36)。また、川田は精神薄弱を合わせ持つ不良少年を「危険性精神薄弱児」と呼び、彼らの特性は「モロン」程度の精神薄弱に加え「感情性の異常」を有し、犯罪を起こすと説明した(藤倉学園大正十三年度年報,284;高野[2011]36)。そして川田の場合には、その危険性精神薄弱児を藤倉学園に収容し彼等のための「治療教育」を考案しようとしていた(高野[2011]36)。

以上から八幡学園のみならず、精神薄弱児施設においては精神薄弱と精神低格や性格異常との違いを認識し、石井(においては道徳的痴愚)、川田(においては危険性精神薄弱児)、久保寺(においては精神低格、性格異常)らはそれぞれの名称で呼称していたのである。それと同時に、施設長らは精神薄弱児・者の中には、精神低格や性格異常を合わせもつ者も存在していることを認識していたのである。では、いかなる理由から八幡学園では精神低格や性格異常を入所させていたのであろうか。

Table 1に示したように、精神低格あるいは性格異常の割合は最も低い。割合が低い理由には、八幡学園の主たる対象が精神薄弱に設定されていたことが挙げられるが¹⁷⁾、それにもかかわらず、12~20%の割合で在籍した理由が何であったかを考えるに、それは彼らのような性格異常児の置かれた状態にある。

その状態とは、性格異常の「児童」や「少年」のための、精神病院が「実現」されていないことであった(春壽生[1936b]1)。すなわち性格異常児は、成人の精神病院に入院するか、ある

いは貧困であれば放置されていたのである（春濤生 [1936b] 1）。この状態に八幡学園は疑問を呈する。そして「隔離」という強い言葉を用いて性格異常児のための施設の必要性を述べた（春濤生 [1936] 1）。八幡学園はこのような精神低格や性格異常児の受け皿がない状態に鑑みて、八幡学園は主たる対象ではない彼らを入所させていたのである。

2. 主たる対象としての精神薄弱（魯鈍・痴愚・白痴）

(1) 精神年齢とIQによる分類

Table 1で示したように、八幡学園は性格異常と精神低格以外に入所児を魯鈍、痴愚、白痴に分類し、それらを総称して精神薄弱としていた。魯鈍、痴愚、白痴は精神薄弱の程度を意味するが、このような分類はビネ・シモン知能検査が作成されて以降、各国の改定版作成やIQなどの導入によって行われてきた。

本研究の対象時期である1930年代以降は、精神医学の分野でクレペリン (Emil Krapelin 1856-1926) の3分類が採用され広く使われていた時期である（茂木ら [1992] 100）。だが、精神薄弱を魯鈍、痴愚、白痴に分ける精神年齢やIQの基準は教育学、心理学など立場や分野によって多種多様であった。

このような時期にあって八幡学園では魯鈍、痴愚、白痴の分類基準として、精神年齢とIQを採用していた。このことは滝乃川学園（の石井）や藤倉学園（の川田）にもすでに見られ、3つの精神薄弱児施設では精神年齢やIQなどを用いて精神薄弱の程度を診断していた。それでは八幡学園の分類基準は、滝乃川学園や藤倉学園のそれと同じであったのだろうか。

まず、精神年齢についてみてみよう。Table 3に示したように八幡学園では魯鈍はMA 8～12歳、痴愚はMA 3～7歳、白痴はMA 2歳以下に設定していた（久保寺ら [1936] 6；渡邊 [不明] 17）。一方の滝乃川学園の石井は、魯鈍はMA 7、8～12歳、痴愚MA 7～8歳以下、白痴はMA 2以下歳程度としていた（石井 [1923] 292-293）。また、藤倉学園の川田は精神薄弱を示す用語に違いがあるものの、軽愚はMA 8～12歳、低能児はMA 3～7歳、白痴はMA 0～2歳以下としていた（川田 [1917] 130-132）。以上から滝乃川学園では痴愚が7～8歳以下になっているものの、3つの施設において採用している精神年齢はほぼ同じであったといえる。

ところでこの精神年齢は誰が作成した基準を参考にしていたのであろうか。残念ながら史資料の限界から特定はできないが、同時期（昭和14（1939）年）に杉田直樹（1887-1949）が作成した多種多様な当時の精神年齢やIQの精神薄弱分類基準を整理した「精神薄弱児分類の基準」を参考にすれば、精神年齢はビネ・シモン知能検査の結果から示すアメリカ合衆国のH.H.ゴダード (Goddard, Henry Herbert 1866-1957) やL.M.ターマン (Terman, Lewis Madison 1877-1956) のそれに相当する¹⁸⁾ (杉田 [1939] 表¹⁹⁾。

確かに、久保寺はゴダードの精神年齢による分類を「興味あるもの」として、彼が共同研究した精神薄弱児の栄養改善に関する研究において挙げている（久保寺ら [1936] 6-8）。そして滝乃川学園の場合には、東京府から委託された要保護児童の鑑別を行う児童研究所が1920（大正9）年に設置され、そこではターマンのスタンフォード・ビネ知能検査 (The Stanford Revision

Table 3 精神年齢による精神薄弱の分類基準（八幡学園、滝乃川学園、藤倉学園）

八幡学園		滝乃川学園		藤倉学園	
魯鈍	8-12歳	魯鈍	7,8-12歳	軽愚	8-12歳
痴愚	3-7歳	痴愚	3-7,8歳	低能児	3-7歳
白痴	2歳以下	白痴	2歳以下	白痴	0-2歳

石井(1923)、川田(1917)、渡辺(不明)より作成

初期八幡学園における入所児の障害と教育・保護の内容

and extension of the Binet-Simon intelligence scale, Terman [1919]) が、精神薄弱の診断基準として工夫を加えながら使用されていた(東京府児童研究所 [1933] 1)。また、川田の場合には、大正5(1916)年4月～同6(1917)年2月まで彼が滞在したアメリカのヴァインランド精神薄弱者施設の研究部門長ゴダードから引用したものであり、川田は同施設の研究部(Research Department)による知能検査を用いていたといえる(高野 [2005] 100-102)。

次に、IQの基準についてみてみよう。Table 4に示したように八幡学園では魯鈍はIQ75-51、痴愚はIQ50-26、白痴はIQ25以下であった(久保寺 [1936b] 11)。滝乃川学園では魯鈍はIQ70-41、痴愚は40-21、白痴は20以下であった(東京府(代用)児童研究所 [1933] 136)。また川田は軽愚はIQ80-71、低能児はIQ70-61、白痴はIQ44-25である(高野 [2005] 100-102)。3施設で使用されていたIQを比べれば、それぞれが異なるIQを用いていたことがわかる。

八幡学園のIQが何を参考にしていただかは不明であるが、先述の杉田による「精神薄弱児分類の基準」を参照すれば、ターマンのIQ(ターマンのIQは魯鈍50-70、痴愚25-50、白痴25以下)と同じである。石井についてはターマンのIQとも異なり、杉田が示した基準に該当するものはない。また、川田の場合にはヴァインランド精神薄弱者施設の研究部門の研究員E.A.ドル(Doll, Edgar Arnold 1889-1968)の発表論文を参考にしていたと考えられている(高野 [2005] 100-102)。

以上から、IQについては3施設が異なる基準を設定していたことがわかる。また、一般に

学問分野ごとに精神年齢やIQの分類基準があり、同じ学問分野においてもその基準が異なる同時代において、3施設では共通して精神年齢やIQといった基準を用いて入所児の精神薄弱の程度を分類し、教育と保護を提供しようとしていたといえる²⁰⁾。

(2) 入所児における精神薄弱の割合と精神薄弱児施設としての機能

では八幡学園では魯鈍、痴愚、白痴はどのような割合で入所していたのであろうか。Table 1に示したように、昭和9(1934)年は魯鈍の割合が高いものの、昭和10(1935)～12(1937)年を各年で見れば痴愚の割合が最も高い。痴愚の割合が高い理由の一つには八幡学園の対象設定が考えられる。

なぜなら八幡学園では、昭和5(1930)年に規定された学園規定において、「精神病者、白痴並びに重症痴愚、身体的異常、生理的欠陥の著しき者、伝染病者」が入所対象外に設定されていたからである(昭和4年度児童教化八幡学園事業要覧)。山田(1978; 2009)も指摘しているように、精神薄弱児施設に特化した直後の八幡学園では白痴は対象外であり(山田 [1978] 54; [2009] 247-248)、そのことが痴愚の割合を高くした要因と考えられる。

だが、昭和10(1935)年になると八幡学園の学園規定は改訂され、「精神病者、盲者、聾啞者、不具者、伝染病者」(八幡学園規定第7条)が入所対象外になっており(昭和10年度児童教化八幡学園事業要覧)、盲者、聾啞者を新たに除外対象とする一方、白痴、重症痴愚、生理的欠陥の著しき者への除外規定をなくした。こうして白痴が新たに入所対象者となったのである。白

Table 4 IQによる精神薄弱の分類基準(八幡学園、滝乃川学園、藤倉学園)

八幡学園		滝乃川学園		藤倉学園	
魯鈍	75-51	魯鈍	70-41	軽愚	80-71
痴愚	50-26	痴愚	40-21	低能児	70-61
白痴	25以下	白痴	20以下	白痴	44-25

石井(1923)、川田(1917)、久保寺ら(1936)より作成

痴に分類されている入所児の中には、八幡学園が対象外に設定した身体的な障害を併せもつもの者もいた。具体的な入所児の例を挙げれば、昭和9(1934)年の入所児には「聾啞白痴」、「アテトーゼ白痴」の記録が見られ、入所対象外となっていた身体的な障害を併せもつた白痴も入所していたのである。また、Table 1に示したように昭和9(1934)～12(1937)年を通してみれば、わずかではあるが白痴の割合が増加している。

しかしながら、八幡学園は第8回社会事業大会において提案した「精神薄弱児保護法制定に関する要望とその理想」において、「精神薄弱児治療教育所」とは別に、精神薄弱者の中でも重症で「教護不可能」な者は、国家が国家的施設においてこれを保護することを提案している(日本精神薄弱愛護協会・千葉県八幡学園[1935]6)。したがって、八幡学園では白痴の受け入れを開始するものの、主たる対象者として設定していなかったといえよう²¹⁾。

では、久保寺はどのような精神薄弱児施設を理想としていたのであろうか。それは、久保寺が説明する「促進学級」や「補助学級」と精神薄弱児施設との関係や役割から明らかになる。久保寺は「促進学級」の対象をIQ71～80の最劣等児とIQ81～90の劣等児、そして「補助学級・学校」と「長期収容教育保護の目的のための施設」の対象をIQ70以下の精神薄弱児としていた(児童教化八幡学園[不明]3)²²⁾。すなわち、久保寺が考える精神薄弱児施設の対象は、大まかには「補助学級・学校」と同じ精神薄弱児を対象としている。

だが、久保寺は小学校における「特別学級」の少なさと規定の欠如、そして「補助学校」の設立が経費面からも容易でないことを指摘し、「促進学級」と「補助学級」の「改善」と「機能発揮」を期待するとともに、精神薄弱児施設の「使命」を感じると述べている(久保寺[不明]14-15)。「促進学級」や「補助学級」とは異なる精神薄弱児施設の「使命」とは次のような施設機能である。

久保寺は「社会事業の要諦」は、「事後救済よりも事前防止にある」とし、精神薄弱児に対する教育と保護は早期年齢から行われることが理想であるとする(久保寺[不明]15)。そのため精神薄弱児施設は治療教育に基づいて、精神薄弱児の教育と保護を義務教育前後の5～18歳まで実施するのであり(日本精神薄弱愛護協会・千葉県八幡学園[1935]6)、義務教育開始前の年少時からそして、義務教育より後の18歳までの期間で教育と保護を実施することを理想としているのである²³⁾。

このような義務教育の開始前と終了後の期間を含む入所者の対象設定は石井と川田にも見られ、滝乃川学園では入所年齢を6・7～15・16歳に、創設期の藤倉学園では6～18歳に設定していた(高野[2009]97-99)²⁴⁾。以上から八幡学園を含め3施設では年少時から教育と保護を開始し、義務教育が終了した後の年長者も対象としていたことがわかる。

しかしながら、久保寺が述べる精神薄弱児施設の「使命」にはさらなる検討を要する。それは先述のように久保寺は「補助学校」の設立が経費において困難を要すると指摘していることである。すなわち、公立の「補助学校」設立が経費面において可能となった場合に、久保寺は精神薄弱児施設の機能をどのように想定していたのかということである。これについては、数年後の八幡学園の実態とともに検討することが必要である。

Ⅲ. 八幡学園における指導方針と教育及び保護の内容

本論文の検討対象時期には次のような指導方針が挙げられていた。その指導方針とは、①「宗教的家庭主義に依る薫陶教化(小家族形態)」、②「個人的社会的適応力啓培発舒を目的とした農園コロニー」、③「精神療法及び作業療法に依る個別指導並びに訓育」、④「退園後の児童の監護教導(アフターケア^{ママ}の徹底)」、⑤「栄養食給与、医療及び保健衛生施設の充実」の5つであった(昭和10年度児童教化八幡学園事業

要覧)。

それではこれらの指導方針に従って、どのような教育と保護が八幡学園では行われていたのだろうか。以下に学園誌『穠穂』に断片的ではあるが述べられている教育と保護の内容と、上記の指導方針を照らし合わせて教育と保護の内容を検討していく。

1. 宗教的家庭主義による薫陶教化

まず、指導方針の①「宗教的家庭主義に依る薫陶教化(小家族形態)」を学園の処遇と照らし合わせてみてみよう。八幡学園では、12月にクリスマス会が開催されており(久保寺編[1936b] 1)、宗教行事が取り入れられていたことがわかる。滝乃川学園と藤倉学園の場合には、宗教的習慣として礼拝が取り入れられており(高野[2011] 39-40)、宗教の宗派等については検討を要するが、3施設では行事や礼拝を通して宗教が施設処遇の中に取り入れられていたといえよう。

家庭主義や小家族形態については、検討対象時期の八幡学園の入所児数はTable 1に示したように30名前後である。戦前の滝乃川学園や藤倉学園の入所児数はピーク時には70名前後になっており²⁵⁾、検討対象時期の八幡学園は同時期の2施設と比べれば施設規模としては小規模であり、家庭主義や小家族形態が比較的实现しやすい状況にあったとえいる。

さらに八幡学園では昭和12(1937)年に、少年部のための聖望寮を新築・改築し、女子部のための聖愛寮、児童部のための聖光寮を設けている(昭和10年度児童教化八幡学園事業要覧)。したがって、この時期の八幡学園は入所児の増加に伴って、大規模な建物を建造するのではなく、年齢や性別に対応した居住スペースを設けており、これもまた小家族形態の具現化の一つに考えられる。

2. 農園コロニーと個別指導並びに訓育

次は、②「個人的社会的適応力啓培発舒を目的とした農園コロニー」と、③「精神療法及び作業療法に依る個別指導並びに訓育」の指導方針に沿った教育と保護の内容について検討す

る。まず、農園コロニーについてである。八幡学園では滝乃川学園や藤倉学園でも設けられていた農園が設立当初から設置されていた(高野[2009] 105; [2011] 35)。八幡学園において検討対象時期にどのような入所児が農園でいかなる作物を栽培していたのかについては不明であるが、昭和16(1941)年の八幡学園移転に際しては柏井農園を設けており、指導方針に挙げられた「農園コロニー」が検討対象時期以降に具体化されていくことが推測できる。

そして③「精神療法及び作業療法に依る個別指導並びに訓育」についてである。久保寺は「異常児」に対する教育は「単なる教育」では無効果であり、教育病理学に「根底」を有する教育が必要であるとしている(久保寺[1935b] 22)。そして、「治療教育」という用語を用いて、精神薄弱児に対する治療教育の「根本原理」を、a 視覚、聴覚、嗅覚などに働きかける「感官の教育(覚官の練習)」、b「身体的運動の練習(運動異常矯正)」、c「弁別、区別する能力の練習」、d「注意力の練習(作業療法)」、e「直観教育(実物に依る観念教授)」、f「情操教育」というように6つ挙げている(久保寺[1935b] 22)。

6つの「根本原理」の内、b「身体的運動の練習(運動異常矯正)」の具体的な内容には、紙細工、粘土細工、竹細工などの手指運動の練習を行う「実科的作業(手技手工)」、「農業及園芸作業」、「諸種の遊戯、体操、運動、歩行練習、女子に対する炊事、裁縫清掃洒掃家事の手伝い」を挙げ(久保寺[1935b] 22)、これらは学園の日課に盛り込まれていた。

中でも、「諸種の遊戯、体操、運動」に関連する内容として柔道と剣道が取り入れられていたと考えられる。とくに柔道と剣道を入所児の「自発的遊戯」に結び付けて実施し、試合も取り入れていた(春濤生[1936a] 2)。柔道と剣道は「体育上の問題」を解決し「精神陶冶」となり、「心育心錬」上の問題を解決したと報告しており(春濤生[1936a] 2)²⁶⁾、教育効果が報告されていた。

なお、学園の日課は障害の程度によって分け

られていたため、全ての入所児が上記の作業や活動を行っていたわけではなかった。学園の日課は、白痴と痴愚以上の2つに分けられており、白痴は「特別処遇」の対象であった。そして痴愚以上に対しては、午前は「低度の学科」、午後は「実科の作業（農園芸、動物飼養、木細工、竹細工、紙細工、布細工、紐作、裁縫等）」の日課が組み立てられていた（久保寺編 [1936b] 6）。

このように、八幡学園では教育と保護の内容が、障害の程度を基準に組み立てられた日課を基に行われていたのである。だが、戦前期の滝乃川学園や藤倉学園では障害の程度だけでなく、入所児の年齢を考慮した集団が編成されていたため（高野 [2011] 36-39）、八幡学園において入所児の年齢をいかにして捉えていたのかについては検討を要する。

一方で八幡学園では学園の特徴的な教育と保護の内容が展開されようとしていた。それは、昭和12（1937）年12月に実科作業のための「児童手工芸作業室」の竣工に見て取れる（昭和13年度精神薄弱児救護施設八幡学園概要；清水ら [1977] 28）。すなわち、施設内にスペースを設けて実科作業（手技手工）の充実を図っているのである。このように教室や作業室といったスペースを設け、特定の処遇内容を展開することは藤倉学園にも見られ²⁷⁾、八幡学園の意図や独自性についても検討が必要である。

3. 退園後の児童のアフターケア

次に、④「退園後の児童の監護教導（アフターケアの徹底）」についてである。八幡学園の入所年齢は、八幡学園の学園規定で「6歳以上、15歳未満を原則」（八幡学園規定第4条）とし、入所中に15歳を超えた場合には、「委託者もしくは保護者の希望により引き続き在園を許可する」とされていた（昭和10年度児童教化八幡学園事業要覧）。

検討対象時期の学園規定には退所年齢や年数は規定されておらず、退所後は「保護者と学園長と協力し補導監督を」（八幡学園規定第12条）することが記されていた（昭和10年度児童教化

八幡学園事業要覧）。詳細なアフターケアの方法や内容については不明であるが、次のような退所者の消息の報告が一つの手がかりとなる。それは3年で退所した20歳男性が自家で養鶏と炭團作りをしている例や（久保寺編 [1936c] 1）、3年半で退所した20歳男性が両親の元で家事をし、ときおり八幡学園に手伝いに来る例であり（久保寺編 [1936d] 8）、単独での退所ではなく、家族や親族の元に帰った事例であった。

退所や退所後の問題について滝乃川学園と藤倉学園では、設立直後ではなく数年後に成人の入所者の処遇問題と関連してその対策が述べられており（高野 [2009] 100-101；[2011] 35）、八幡学園についても本論文の検討対象時期以降との時系列的な分析が必要である。

4. 栄養、医療、保健衛生施設の充実

最後に⑤「栄養食給与、医療及び保健衛生施設の充実」についてである。久保寺は精神薄弱と栄養の関連に注目しており、先述のように、久保寺は共同研究で、栄養改善と入所児の行動の変化や改善を明らかにし、入所児に対する栄養改善の重要性を指摘している（久保寺ら [1936] 5-8）。また、八幡町は「自然的環境清閑静寂」で「保健衛生」上も「好適」であると示されており（昭和11年度児童教化八幡学園事業要覧）、八幡学園は精神薄弱児施設として適した立地条件であると考えられていた。

IV. 結語—精神薄弱児施設としての八幡学園の機能

以上のように八幡学園では、精神低格と性格異常とを同質の障害と捉えるとともに、精神低格・性格異常を精神薄弱とは異なる障害として捉えていたのである。そして、精神低格・性格異常を有する者の中には、精神薄弱を合わせもつ者も含まれていると、八幡学園だけでなく滝乃川学園と藤倉学園においても認識されていたのであった。

一方、八幡学園では精神薄弱児を精神薄弱の程度から魯鈍、痴愚、白痴の3つに分類し、分

初期八幡学園における入所児の障害と教育・保護の内容

類基準には精神年齢やIQを用いていた。分類基準としての精神年齢やIQの使用は、滝乃川学園と藤倉学園においても確認でき、八幡学園のみならず精神薄弱施設では、精神薄弱の程度を把握した上で教育と保護が行われていたのである。

なお、八幡学園では精神低格・性格異常は学園が想定した主たる対象者ではないものの入所しており、その理由には彼らのための施設整備が十分でないことが挙げられていた。八幡学園が想定した主たる対象の障害は魯鈍、痴愚、白痴といった精神薄弱であり、その中でも処遇こそ開始するものの白痴は特別処遇の対象とされ、実際のところ入所児に占める割合は痴愚が高い傾向となっていた。

さらに久保寺は石井や川田と同じく精神薄弱児施設の処遇対象者を、義務教育開始以前の年少児から義務教育終了後の年長者までと捉え、久保寺はその義務教育前後の期間における処遇こそ、精神薄弱児施設の「使命」と述べ、社会事業（精神薄弱児施設）と教育（補助学校や補助学級）との役割についても言及しようとしていた。

そして、八幡学園における教育と保護の内容の多くは、滝乃川学園並びに藤倉学園で展開されていた内容に近く、実施方法も2施設と同様であった。その実施方法には、障害の程度を基準にして日課を組み立て、精神薄弱の障害の程度に応じた内容を提供する方法が取られていた。しかし検討対象時期の八幡学園は「児童手工芸作業室」を設置しており、検討対象時期より後になると、手工芸の充実が展開されるとともに、2施設との違いや独自性が教育と保護の内容や方法に生じることが想定できる。

以上から検討対象時期の八幡学園では、滝乃川学園や藤倉学園が実施し蓄積してきた内容に極めて近い教育と保護が提供されており、教育と保護の内容と方法という点においては2施設とは違いはなかったのである。だが、久保寺、石井、川田ら施設長の年齢には年齢差があり、創設年にも差がある。そのため精神薄弱児施設

としての八幡学園の機能や性格が、この年齢差や創設年の差によって何らかの影響を受けているのかについて、八幡学園の検討対象時期を広げた時系列による検討と、他の施設との横断的な比較検討が必要である。

付記

資料収集に際して、社会福祉法人春濤会八幡学園、淑徳大学アーカイブス、長谷川仏教文化研究所の皆様には多大なるご協力を頂き、ここに感謝申し上げます。

本研究は科学研究費（基盤研究（B）, 課題番号23330278）の一部として行った。

註

- 1) 久保寺保久は、東京市下谷区（現在の台東区西域）に生まれ、尋常小学校高等科卒業後、城北銀行や日本興業銀行に就職し、仕事を続けながら中学校を卒業した。そして大正5（1916）年25歳で、東京帝国大学に入学し、病氣療養をへて大正9（1920）年京都帝国大学哲学科へ転学する。京都帝国大学は大正12（1923）年に卒業（社会学専攻）し、その後感化教育施設である大阪府立修徳館に教諭として就職する。しかし、大正12（1923）年9月に関東大震災が発生し、久保寺は半年余りで大阪府立修徳館を退職し（大阪府立修徳学院, 21）、東京の実家に戻る。その後、東京から千葉県市川市八幡に移住し、昭和2（1927）年に、精神薄弱児施設として児童教化八幡学園の創設を計画するのである。
- 2) セツルメント（隣保事業）の内容とは、近隣の幼児児童を対象にした放課後の学習会、母親らを対象にした洋裁等の講習会、さらには北八幡保育園の運営であり（高野 [2012]：児童教化八幡学園 [1929] 23-24）、地域住民からの精神薄弱児施設、設立に対する理解を得るために行われていた（高野 [2012]：山田 [1978] 48-49；[2009] 236）。本研究で行った聞き取り調査（平成23 [2011] 年10月13日実施）でも、二代目学園長であった久保寺光久氏から同様の証言得ている。
- 3) 「第二回特異児童作品展」は昭和13（1938）年11月8日より4日間、早稲田大学心理学教室の戸川行男（1903-1992）教授監修によって早稲田

- 大学大隈講堂で開催された。
- 4) 山田 (1978; 2009) は、昭和戦前期における精神薄弱児の教育や社会事業の問題と照らし合わせながら久保寺ならびに八幡学園の精神薄弱児保護思想を検討した。
 - 5) 蒲生ら (2008) は久保寺の生涯ともに戦前の学園史を明らかにした。
 - 6) その他には、内海 (1978) が戦前の入所児の実態について久保寺の対象論と入所児の障害の程度から分析を行い、山内 (2003) は久保寺がいかなる「障害児観」を持っていたのかを検討した。また、清水・三輪 (1977) によって八幡学園の建築計画や寮の配置について検討がなされている。
 - 7) 救護法は昭和4 (1929) 年に制定され、同7 (1932) 年に施行された。救護法に該当する者とは、①65歳以上の老衰者、②13歳以下の幼者、③妊産婦、④不具廃疾、疾病、傷痕その他精神または身体の障碍に因り労務を行う故障ある者の4つであった。八幡学園の入所児は、②または④に該当していた。
 - 8) その他昭和7 (1932) ~同12 (1937) 年まで八幡学園が適応した法制度には、児童虐待防止法 (昭和8 [1933] 年公布) があった。
 - 9) 滝乃川学園は当初、孤女学院として設立されており、白痴教育を開始したのは、明治30 (1887) 年である。
 - 10) 東京府との関係という共通項以外にも3施設には相互の連携や交流があった。例えば、藤倉学園の創設は篤志家の中内春吉 (1864-1920) による東京府への寄附が発端であるが、この寄附金を用いた精神薄弱児施設創設のための寄附対象者として川田に絞られる際、石井が東京府や中内の間を介していた (高野 [2009] 94-97)。また八幡学園の久保寺 (数日間) と主事の渡辺実 (三週間) は藤倉学園に訪問・滞在し、川田より指導を受けている (久保寺保久編 [1932] 2)。さらに、昭和9 (1934) 年の日本精神薄弱児愛護協会 (現在の日本知的障害者福祉協会) の設立では、久保寺が林蘇東 (浅草寺カルナ学園主事) とともに、石井を訪ね同協会設立の準備を進め、久保寺が幹事として協会の実質的な運営を担っていた (蒲生・内海 [2008] 52)。
 - 11) 昭和14 (1937) 年に大連市、奉天市、新京市、ハルピン市、吉林市、京城府で開催され、それと同時にその地で久保寺は講演活動を行っている (社会福祉法人八幡学園六十周年編集委員会 (編) [1988] 20)。
 - 12) 聞き取り調査は、平成23 (2011) 年10月13日に実施し、現園長の久保寺玲氏 (久保寺保久の孫) 同席のもと、本論文の執筆者がインタビューになり、久保寺光久氏にインタビューした。
 - 13) 昭和8 (1933) 年6月末の入所児の分類には、「デビリテート」、「インベチリテート」、「イデオチー」と表記されていた (児童教化八幡学園 [不明] 2)。また、昭和12年度には魯鈍や痴愚の中に興奮性魯鈍、興奮性痴愚、遅鈍性魯鈍、遅鈍性痴愚などと明記されている場合があるが (精神薄弱児児童保護教養施設児童教化八幡学園概要 昭和12年3月)、Table 1でこれらは魯鈍あるいは痴愚に分類した。
 - 14) なお、三宅は精神薄弱を魯鈍、痴愚、白痴の3つに分類した (三宅 [1910] 151-156)。
 - 15) 茂木らは、大正9 (1920) 年から昭和2 (1927) 年までを設定している (茂木・高橋・平田 [1992] 4-8)。
 - 16) 1913年に英国で制定されたThe Mental Deficiency Actのことを指していると考えられる。
 - 17) 学園規定の第一条目的は、「本学園は主要事業として精神薄弱者に対する特殊教育及養護、並に職業輔導をなすを以て目的とし附帯事業として児童教養相談鑑別をなす」とされている (昭和10年度児童教化八幡学園事業要覧昭和10 [1935] 年改訂版)。
 - 18) 杉田が作成した精神薄弱児分類の基準については、茂木ら (1992) において検討されている。
 - 19) 杉田 (1939) では、ページ数が打たれていない表が10頁と11頁の間に入れている。本論文ではこの表を参照した。
 - 20) 一方で精神薄弱の程度を把握する以外の用途でも、八幡学園では精神年齢やIQを用いていた。それは、教育や保護の効果を示す方法としての活用であった。具体的には、八幡学園における入所児の栄養改善に関する共同研究において、その成果をIQの上昇を用いて説明している (久保寺・早川・森川 [1936] 6-8)。
 - 21) 教育や保護が困難な白痴に対する教育の必要性に対して石井と川田は否定的ではなく、川田の場合には、自身の教育的治療学の教育効果を根拠に教育効果を予測していたが (高野

初期八幡学園における入所児の障害と教育・保護の内容

- [2011] 33-35)、検討対象時期の八幡学園においては独自の診断方法は見られない。
- 22) 昭和8年頃の八幡学園では、IQ51-70を魯鈍、IQ26-50痴愚、IQ25以下を白痴に分類していた(児童教化八幡学園[不明]2)。この分類基準は本論文のⅡ2(1)の分類基準とは異なるが、Ⅱ2(1)の分類基準は昭和11(1936)年であり、変化したといえる。
- 23) 明治40(1907)年の小学校令の一部改正によって、義務教育6年制が確立された(文部省[1972]322-324)。
- 24) 滝乃川学園では、大正(1920)年の財団法人化以降変わらず、6～15歳に設定されていた(峰島[1977]76)。また、藤倉学園では昭和13(1938)年頃～同19(1944)年まで入所対象者の年齢は川田が考案した「教育的治療学」を実施するため、満3～13歳に設定されており(財団法人藤倉学園[1941]146:川田[1939]54)、より年少の入所者の設定となった。
- 25) 戦前期において滝乃川学園の入所者が70名を超えたのは昭和14(1939)年度である(財団法人滝乃川学園収容人員統計, 392)。一方藤倉学園の入所者数が最も多かったのは昭和17(1942)年度の75名であり、70名を超えたのは昭和13(1938)年度以降であった(昭和十五年度事業報告財団法人藤倉学園;昭和式拾参年度事業報告211)。
- 26) 柔道と剣道は、技能科主任の島津眞司が担当していた。その他昭和10(1935)年末の職員は、園長の久保寺保久、寮母の久保寺美智子(園長夫人)、主事兼会計の渡邊實、助手の久保寺光久、助手の市川ケイであった(久保寺編[1936a]1)。
- 27) 「教育的治療学研究室」が設置され、入所児を対象に川田の教育的治療学が臨床的に研究されようとしていた(高野[2009]100)。
- 平田勝政(1996) 明治期における「精神薄弱」関係用語・概念の研究－「低能児」概念を中心に－. 日本教育史研究, 15, 33-65.
- 石井亮一(1923) 滝乃川学園について. 石井亮一全集刊行会(監), (1992) 増補石井亮一全集第1巻. 大空社. 289-298.
- 石井亮一・石井筆子・城戸幡太郎・奥田三郎(1910-1925) 精神薄弱児に就いて. 石井亮一全集刊行会(監), (1992) 増補石井亮一全集第2巻. 大空社. 147-181.
- 川田貞治郎(1917) 精神薄弱児に就きての智力検査. 児童研究, 21(6), 130-132.
- 川田貞治郎(1939) 教育的治療. 児童保護, 9(7), 53-59.
- 久保寺保久(1931) 精神薄弱児童教育養護施設 八幡学園事業賛助會組織ニ就テ.
- 久保寺保久(1935a) 異常児保護の精神的要素と技術的要素. 1-5, 八幡学園CTE叢書.
- 久保寺保久(1935b) 精神異常児の処遇に就て. 育児事業研究, 2, 19-30.
- 久保寺保久(1936a) 異常児保護の精神的要素と技術的要素. 社会事業彙報, 19(10), 97-106.
- 久保寺保久(1936b) 精神薄弱児の心理学的分析. 私設社会事業, 37, 8-11.
- 久保寺保久(不明) 精神薄弱児童に対する教育的考慮と近代的社会督制. 精神薄弱児童教育養護施設児童教化八幡学園要覧, 13-16. (内容から昭和10年頃と推定)
- 久保寺保久編(1932) 八幡学園誌1号. 八幡学園児童研究室.
- 久保寺保久編(1936a) 稔穂第2号. 児童教化八幡学園.
- 久保寺保久編(1936b) 稔穂第3号. 児童教化八幡学園.
- 久保寺保久編(1936c) 稔穂第5号. 児童教化八幡学園.
- 久保寺保久編(1936d) 稔穂第6号. 児童教化八幡学園.
- 久保寺保久・早川二郎・森川規矩(1936) 精神薄弱児童に於ける栄養改善の実験的研究－その1 栄養の適応行動に及ぼす影響－. 稔穂, 第3号, 5-8.
- 峰島厚(1977) 戦前の精神薄弱者施設「滝乃川学園」の歴史的研究(Ⅰ)－入園者家族の貧困問題を中心に－. 人文学報, 121, 69-91.
- 茂木俊彦・高橋智・平田勝政(1992) わが国にお

文献

- 富士川游・呉秀三・三宅鑛一(1910) 教育病理学. 同文館.
- 藤田誠(1977) 八幡学園における経営と処遇－財政分析の試み－. 精神薄弱問題史研究紀要, 21, 36-44.
- 蒲生俊宏・内海淳(2008) 久保寺保久と八幡学園「踏むな、育てよ、水そそげ」. さぼーと, 55(10), 48-53.

- る「精神薄弱」概念の歴史的研究. 多賀出版.
- 文部省 (1972) 学制百年史. 帝国地方行政学会.
- 日本精神薄弱児愛護協会・千葉県八幡学園 (1935) 精神薄弱児保護法制定に関する要望と其理想 (第八回社会事業大会に於ける提案). 稷穂, 第1号, 5-6.
- 大阪府立修徳学院 (1978) 創立70年記念誌. 大阪府立修徳学院.
- 社会福祉法人八幡学園六十周年編集委員会 (編) (1988) 社会福祉法人八幡学園創立六十周年記念誌. 社会福祉法人八幡学園.
- 昭和4年度児童教化八幡学園事業要覧.
- 昭和8年度精神薄弱児童保護教養施設児童教化八幡学園概要.
- 昭和9年度精神薄弱児童保護教養施設児童教化八幡学園概要.
- 昭和10年度精神薄弱児童保護教養施設児童教化八幡学園事業要覧.
- 昭和11年度精神薄弱児童保護教養施設児童教化八幡学園概要.
- 昭和13年度精神薄弱児救護施設八幡学園概要.
- 清水紀子・三輪澄子 (1977) 八幡学園建築計画史. 精神薄弱問題史研究, 21, 24-35.
- 春濤生 (1936a) 「遊戯の傾向」を利導しての柔道と剣道. 稷穂, 第5号, 2.
- 春濤生 (1936b) 学園養護対象の実相と精神欠陥児に対する一般処遇方策. 稷穂, 第8号, 1.
- 杉田直樹 (1939) 精神薄弱の程度による分類. 精神衛生, 14(6), 6-18.
- 高野聡子 (2005) 川田貞治郎の「教育的治療学」におけるビネ知能検査の導入と役割 - 大正期のアメリカ滞在から昭和前期の藤倉学園創設後を中心として -. 心身障害学研究, 29, 99-108.
- 高野聡子 (2009) 藤倉学園創設期における川田貞治郎の「教育的治療学」の内容とその背景. 社会事業史研究, 37, 93-110.
- 高野聡子 (2011) 川田貞治郎の「教育的治療学」の体系と内容の変化 - 藤倉学園創設期から昭和戦中期を中心として -. 障害科学研究, 35, 31-47.
- 高野聡子 (2012) 八幡学園における隣保事業と精神薄弱児教育の内容 - 昭和3 (1928) 年の設立から昭和7 (1932) 年の精神薄弱児施設への特化まで -. 日本特殊教育学会第50回大会, P2-O-05.
- Terman, L.M. (1919) The measurement of intelligence an explanation of and a complete guide for the use of the Stanford revision and extension of the Binet-Simon intelligence scale. Complete Press, West Norwood, London, England.
- 東京府 (代用) 児童研究所 (1933) 東京府 (代用) 児童研究所報告. 児童問題史研究会 (監), (1988) 現代日本児童問題文献選集27. 日本図書センター. 1-199.
- 内海淳 (1978) 八幡学園入園者実態の対象論的分析 - 戦前を中心に -. 精神薄弱問題史研究紀要, 22, 7-20.
- 渡邊實 (不明) 特殊児童の処遇と園児教養の方針. 17-19, 精神薄弱児童教育養護施設児童教化八幡学園要覧. (内容から昭和10年頃と推定)
- 八幡学園 (1935) 異常児保護と精神薄弱児の養護につき方面委員諸賢に訴ふ.
- 山田明 (1977) 戦前の精神薄弱者施設における対象問題の構造 - 八幡学園、旧筑波学園、滝乃川学園での調査研究作業から -. 精神薄弱問題史研究紀要, 21, 9-23.
- 山田明 (1978) 昭和戦前期の精神薄弱者保護・教育事業における八幡学園の位置 - 久保寺保久の精神薄弱者保護構想を中心にして -. 障害者問題研究, 13, 41-58.
- 山田明 (2009) 戦前知的障害者施設の経営と実践の研究. 学術出版会.
- 山内弥子 (2003) 昭和前期における障害児観と教育について - 『私設社会事業』誌、八幡学園機関誌『稷穂』より -. 長谷川仏教文化研究年報, 27, 46-57.
- 財団法人藤倉学園 (1941) 財団法人藤倉学園. 知的・身体障害者問題資料集成 (戦前編) 第15巻. 不二出版. 129-148. (昭和16年度の報告)
- 財団法人藤倉学園編 (不明) 大正十三年度年報第五巻.
- 財団法人藤倉学園編 (不明) 昭和十五年度事業報告 財団法人藤倉学園. 川田仁子 (編), (1989) 教育的治療学全集 V. 文化出版局, 155-200.
- 財団法人藤倉学園編 (不明) 昭和貳拾参年度事業報告. 川田仁子 (編), (1989) 教育的治療学全集 V. 文化出版局, 201-220.
- 児童教化八幡学園 (1929) 雛創刊号.
- 児童教化八幡学園 (1930) 学園日誌昭和5年.
- 児童教化八幡学園 (不明) 異常児童の社会的保護 - 主として精神薄弱児福利問題 -. (内容から昭和8年頃と推定)

The Classification of Feeble-mindedness and the Contents of the Education and Care in Yawatagakuen for the Institution for Feeble-minded Children, 1932-1937

Satoko TAKANO

Yawatagakuen for Education and Care of Feeble-Minded Children was established by Yasuhisa Kubodera in 1928. The institution was a settlement house at first to be understood from local residents. The settlement works were giving dressmaking for mother and learning activities for children. However, the institution was specialized in education and care of feeble-minded children from 1932. Children were separated by the degree and the state of the feeble-mindedness, being taught mainly practical courses and protected. The degree of feeble-mindedness of many children was imbecile. The institution adopted the standard of the mental age and IQ to understand the feeble-mindedness of the children. The daily work of the children in the institution was different by the degree of the feeble-mindedness. Therefore, the institution was able to provide education and care depending on the degree of the feeble-mindedness. The contents of education and care of Yawatagakuen extremely resembled those which were developed in the Takinogawa Gakuen and the Fujikura Home and School for the feeble-minded children.

Key words: Yawatagakuen for Education and Care of Feeble-Minded Children, the Institution for Feeble-minded Children, Yasuhisa Kubodera, Education of Feeble-Minded children